

生徒、保護者の皆さま

大阪府立みどり清朋高等学校
校長 寶田 康彦

「緊急事態宣言」延長に伴う臨時休業中の登校について

平素から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠に有難うございます。

4月7日の「緊急事態宣言」発出から1か月が過ぎました。皆さまには、新型コロナウイルスのこと、学業や進路、行事や部活動等に対する不安など、様々な思いを抱きながらお過ごしのことと存じます。

この度、5月5日の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議での決定を踏まえ、5月7日付け教育庁通知により5月11日（月）から5月31日（日）までの間を臨時休業期間とすることとなりました。

あわせて、新型コロナウイルス感染症にともなう臨時休業が長期に及ぶことから、生徒の心身の健康観察を行うとともに、生活習慣や学習状況等を把握し、再開後の教育活動を円滑に実施するため、5月13日（水）以降、週に1～2回の登校日を設定することとなりました。

つきましては、下記のとおり、感染予防に配慮しながら実施しますので、留意点を踏まえて登校するよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 第一回登校日（各学年とも約1時間30分） ※集合教室・2回め以降については別途説明します。
3年生 5月13日（水） 「奇数クラス」10：00集合、「偶数クラス」13：30集合
2年生 5月14日（木） 「奇数クラス」10：00集合、「偶数クラス」13：30集合
1年生 5月15日（金） 「奇数クラス」10：00集合、「偶数クラス」13：30集合
- 2 登校及び下校に関する留意点
 - (1) 学年・クラス別で、1教室当たり15人程度とする分散登校とします。登校日・集合時間を間違えないこと。登下校の混雑を避け、終了後は速やかに下校すること。
 - (2) 起床後は必ず検温と体調チェックを行うこと（登校後、新しい「健康観察表」に記入します）。
 - (3) 「37.5度前後の発熱」「咳、喉の痛み等、風邪症状」がみられる場合は、学校には登校せずに、自宅で休養をとること。その際、必ず学校にご連絡ください。
 - (4) マスクを着用すること（※布マスクは、登校日当日に配付します）。
 - (5) ウォータークーラーは使用できません。水分補給には各自お茶等を持参すること。
- 3 登校後の留意点
 - (1) 当日検温を済ませていない場合は教員に必ず申し出ること。
 - (2) 学校に到着した時、トイレ使用後など、こまめに石けん液による手洗い（各教室・トイレの前に配置した手指用アルコールも利用）、マスクの着用と「咳エチケット」を徹底すること。
 - (3) 発熱等、体調不良を確認した場合、保護者の方に迎えに来ていただくなど協力をお願いすることがあります。
- 4 その他
 - ・椅子や机等は可能な限り消毒し、机の配置の工夫、換気等により「三密」を防ぎますが、感染に対する不安がある場合などは無理に登校させる必要はありませんので、学校にご相談ください。
 - ・お子様やご家族の皆さまに新型コロナウイルスへの感染の疑いがある場合には、速やかにお近くの新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）にお問合せいただくとともに、本校までご連絡ください。
 - ・今後も、必要な情報や補足説明等を、学校ホームページ「校長だより」や保護者緊急連絡網によりお知らせいたします。日々、確認されますようお願いいたします。